

郷土室だより

前号（84号）で特集した「大番屋」とい
う、「寄りみち」を、もともどして、ふ
たたび江戸以来の道路上の施設が、明治初
年にどのように変ったかを見て行くことに
します。

83号の「番屋取払い」の項でみたように、
明治元年九月二十日に、天皇の東京行幸の
警備上の必要から、その道筋に当る箇所を
手はじめに、道路上の木戸・自身番・木戸
番屋の取払いが命令されました。そして
「番屋取払い」はいちおう一部で実現した
のですが、実はその約一年後には、東京府
は木戸・自身番などの復活を江戸期の名主
改め、「世話掛の中年寄」宛に、つぎのよ
うに命令しています。

明治二年十一月十日づけのこの命令書の
要旨は、

市中取締は当局がそれぞれ処置をして
いるが、最近はとりわけ盜賊や追剝など
が多くなり、輦轂下（天皇の膝元）とし
てもっての外の事態になつてゐる。当局
としては一層兵隊のパトロールを強化す

平成6年11月30日

編集・発行

東京都中央区立 京橋図書館

東京都中央区築地1-1-1

電話 3543-9025

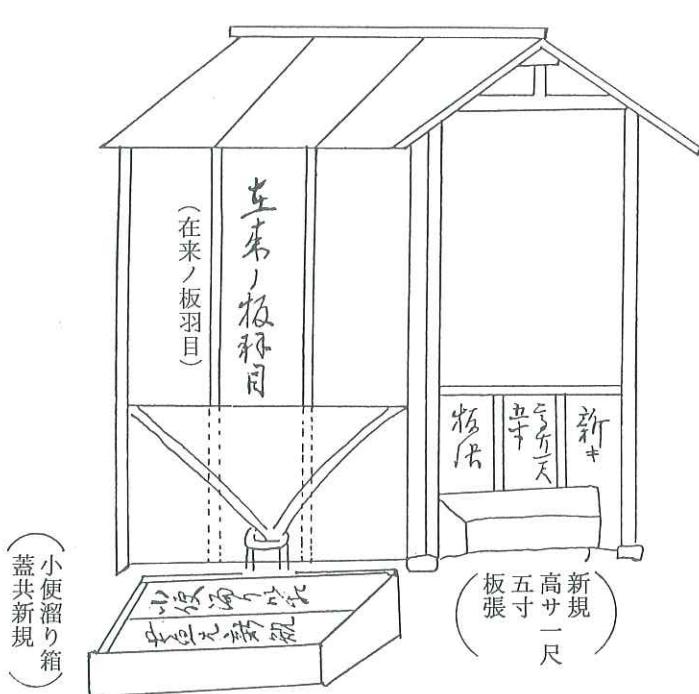
刊行物登録番号 06-060

中央区の「みち」 (その8)

◇朝令暮改の木戸・自身番屋

在來小便水所
(在來之便水所)
模様替

(在來ノ板羽目)
新規
高一尺
板張五寸



るが、市中は「新道横町等道路縦横」であるから、盜賊が逃げかくれしゃく、それを逮捕するには、はなはだ不都合だから、左の通りの対策をする。

補理可申。番人之儀は町内より順番に可相勤事。

一、市中大通り町々は、往来之常夜灯可取設事。

但、大町は四つ、中小町は三ツ位と可相心得事。

そしてこれららの費用はすべて江戸市にまし。

江戸期の方式を一旦は否定して、各藩から拠出させた兵隊を使って、江戸市内をパトロールさせたけれど、彼等が江戸市中の地理不案内のために治安維持にはほとんど効果がなかったことがわかります。

◇六時〆切
その対策とはつぎの三つでした。これは当時の状況をしのぶために原史料のまま紹介することにします。

一、場末町々又は新路横町等往来少くの場所は、要所を見立木戸取設け、夜六时限〆切可申事。
但、無益之取食等不致、古材又は丸太等にても実備を主とし補理可申、且場所之儀は相見立、申立可事。

一、町毎に箱番屋設置、昼夜見張見廻り可致事。

これは「六時〆切」の原則とは別に、ひと晩中、市中の道路は通行ができたことを物語るものといえます。

月十二日の東京府の布告では、木戸と箱番屋は特別な場所以外は不要にすること。しかし常夜灯だけはそのまま設置することになりました。

そしてその附帶条項として、各家ごとに「何町第何軒」とハウス・ナンバーを書いた木札を掛けることと、家ごとに拍子木や竹のササラを用意して盗難時にはそれを鳴らして知らせることとを命じたり、夜廻りの時は武器になるような得物を携帯することを許してもいいから軍政下でも、ちょっとキビシすぎるようにです。この法令が出されたのは十一月初旬ですから、六時は「夜」ですが、夏の間はまだ陽がカソカソと照っているわけですから、他人事ながらどうするのかと心配になります。

その一方では市中に常夜灯を設置することも決められています。それは当時の状況をしのぶために原史料のまま紹介することにします。

その一方では市中に常夜灯を設置す

ることも決められています。

「六時〆切」が厳重に守られているならば、常夜灯は必要ないはずです。常夜灯より四年後の明治七年九月一日に本石町河岸—馬喰町四丁目間に点灯されたのが第一号で、つぎが同じ年の十二月に銀座煉瓦街の完成と同時に、京橋—金杉橋（港区内）間に八五基のガス灯が完成したものだとあります。

明治維新とその結果である文明開化を「みち」の面でみると、このガス灯

ですからこの二か月後の明治三年正月十二日の東京府の布告では、木戸と箱番屋は特別な場所以外は不要にする明治六年一月二十五日に東京府は「街便所」について、その清掃を府下の各町に指令しています。その指令の最初の書き出しは「先般、府下街便所建設」を指令したのに、その趣旨をわざわざないで、「徒ニ踏石上ニ大小ヲ便シ候」者があり、「今日に至りはなはだ不潔」になつたから、その掃除方を各町で考へろというものでした。

中取締治革（東京都公文書館発行都史紀要（二）から行いました）。

◇街頭便所

時期は多少前後しますが、この常夜灯の近代化、つまり道路上の一つの施設としての街路灯の設備と共に、街頭便所のあり方も問題化はじめました。

明治六年一月二十五日に東京府は「街便所」について、その清掃を府下の各町に指令しています。その指令の最初の書き出しは「先般、府下街便所建設」を指令したのに、その趣旨をわざわざないで、「徒ニ踏石上ニ大小ヲ便シ候」者があり、「今日に至りはなはだ不潔」になつたから、その掃除方を各町で考へろというものでした。

江戸期には人口の大半を始めたのは長屋すまいの人々でした。長屋ではその長屋全体で使う共同便所が普通でした。そしてその便所にたまつた大小便は、下肥という名の肥料として、江戸近郊の農民に売却されました。

この下肥をいかに高価に売つて、良い収入を得るかは、その長屋を支配する大家＝家主＝家守（以上、全部同じ

意味につかわれました)の長屋経営能

つぎの川柳のような光景がみられました。
た。

腕のいい家主になると、下肥売却代金で長屋の花見・暮の餅代などをどうさり稼ぎだして、長屋中をうるおしました。またそれは大家自身の盆暮のボーナスでもあつたわけです。

このシリーズでおなじみの江戸の地誌の決定版である『江戸名所図会』とほぼ同時期(天保八年—嘉永六年)—一八三七(五三)に成立した風俗事典である『守貞漫稿』をみると、家主は「大略百両の株の年給二十両、余得十両、糞代大概三、四十両」の年間収入があると述べています。

この年給の意味は長屋の差配料として、取扱い家賃の三〇五%分。余得の分は店子の出生・死亡・婚礼などの異動があつた時の証明手数料やもろもろの祝金、礼金、盆・暮のつけとどけなど、糞代は大体が一人当り年間米一斗の割合で、あらかじめ契約した近郊農民に売却した代金のことです。つまり家主の年収の半分は、その差配する長屋の住民の糞代だったのです。

◇二つの川柳

ですから長屋の“人口増減”的つど、

肥取りへ尻があえたと大家言ひ
なにしろ一人一年一斗の割合ですか
ら、長屋の人数イコール尻の数は大家
にとつては、その収入源の重大な数值
です。したがつて大家は尻数の変動を
肥取りは近郊農民に確認させなければ
なりませんから、かなり口うるさく肥
取りに念を押している状況がわかりま
す。

その辺の事情を店子の方でも、心得
ていて、なるべく大小便はよそで放出
しないで、自分の長屋の便所に溜め込
んだ方が得なわけですから

◇外国式街頭便所

といった具合に、家主・店子双方ともに“細かい配慮”をすることが、いわば江戸の生活の常識だったわけです。ところが御一新(明治新政府の諸改革のひとつとして設置された「街便所」)は、多分そこに溜つた下肥の処分方法が明示されなかつたことが原因だったのでしょう。

前項で紹介したように、「不潔」に

いうことになりました。
それならば始めから、各町地先の道
路に出来た「街便所」の下肥処分権は、
その地元では一滴残さず取り集めて売
却して、あまりにも「不潔」な状態に
はならなかつたことでしょう。

またそのことと並んで、御一新によ
つてそれまでの生活様式の中の秩序の
あり方とは全く別物の、都市生活者な
いしは通過者が増えたことの反映が、
この「街便所」設置と清掃問題に見ら
れるようです。

この街便所については、前出の「清
掃方指令」のほかに、個々の設置場所
や構造などを具体的に調べようとして
も、何の手がかりも残されていません。
しかしさきに見たような「徒ニ踏石
ニ大小ヲ便シ」といった表現から推察
することを計画した。この改造によつて「暖氣」の時節でも臭気
が無くなることが予想される。

④ 試験的に柳原土手(区内の神田川南岸)に三か所、この便所をこしらえて検討したが「辨利(わき)」ものと認められたので、全区に普及させることにした。

⑤ 街頭便所のことは「市中一体
掃除請負人」との契約があるの
で、不潔のまま放置したり、不
十分な扱いの業者は引替(取り
かえる)たりして来た。これは

したいという建言が出されました(こ
の時に添付された「外国便所」の図が、
85号の表紙の絵図です)。

この建言の文章の最初の部分を紹介
しますと「市中便水所兎角不潔ヲ生シ
候ニ付、汲取掃除方厚注意可致旨、度
々御沙汰御座候ニ付」といった調子で
載することになります。

① 市中便水所の維持管理には度
々の指令通り努力してきた。
② 最近、警視庁より外国便所の
雛形を示されて、このように改
造したらばどうかという話があ
った。

しく行つてきたが、追々外國便所に模様がえすれば、事情はかなり改善されると思われるので、離形をつけてお伺いする。

(6) 但、往還（道路のこと）が狭くて模様替えが出来ないような場所では、これまでの便所を壊して、便利な場所に移したくなつてある。

というものでした。各大区長による「建言」（提案）といつても、実際は警視庁の意向を受けたものだつたわけです。そしてこの「建言」は当然のことながら認められています。

◇外国と洋風

それにしても表紙の絵のような「便水所」のどこが「外国便所」だつたの頭便所洋風改造ニ着手」という見出しがつけて、この史料を扱っています。

（同書二六三ページ）
「外国」といえばただちに西洋、つまり洋風と短絡する現象が一九六五年当時の東京都の修史担当者の中に残つていて、ことを証明する事柄なのですが、原

史料は「外國便所」とだけあつて、東洋風とも西洋風＝洋風とも書いていいのですから、『市史稿』の「洋風」はちょっと問題になる表現です。

強い「洋風」の点を考えてみます

と、これまでの便所は「臭氣甚シク不

潔」だつたとあり、その臭氣を改善す

るための「洋風」模様替へだつたのです。

臭いが強いのは不快ではあっても、不潔＝不衛生ではないはずなのですが、

「洋風」感覚では臭氣がそのまま不潔になつてしまふ所が、いまから約一二〇年前の当事者の感覚だつたようです。

第二は「便水所」という表現が、あ

るいは「洋風」だつたのかもしれないよ

ん。というのは表紙の絵を見る限り、

専用施設であつて、大便用ではないよ

うに見えます。

江戸・東京の下肥は大小便混合の状態が普通ですから、小便だけを集める

「便水所」は江戸・東京人にとっては

「外國便所」と呼ぶほかはなかつたのかもしません。

郷土資料室からのお知らせ

世ものは見たが、大こんの小便す
るのは、ついど見た事がねへ、弥
るのと、たごへ立ながら尻の方をむけて小
便をするに耻るいろなく笑ふ人な
し。

り「おつきな大こんと、小便しよ
（後略）

（岩波『古典文学大系62』より）

これはすぐわかるように十返舎一九

の『東海道中膝栗毛』六編下の中にある、京は三条にほど近い場所で、弥次郎兵衛と北八が小便と野菜を取り替え

る、京は三条にほど近い場所で、弥次郎兵衛と北八が小便と野菜を取り替え

と描写しています。下肥のキキメは上方流の方が良かったことはいうまで

もないことでした。したがつてこの上

方流の「便水所」に改造することは、

当時の地域感覚からすれば「外國便所」改造成以外の何ものでもなかつたことと推察できます。（鈴木理生）

（日本橋篇）が、ほぼ予定通りに印刷段階に入りました。できるだけ完全な原稿をそろえたつもりでも、いざ印刷のための割付（レイアウト）を前にす

ると、はじめのイメージやそれを表現する意図と現実の間に、実にいろいろギャップが出てくることに、いまさらのよう驚いています。微調整どころか大幅変更といった作業が続く昨

今です。

「天下の日本橋」を地図でどのように描くか、そのことばかりを考えて来たのですが……。

二三人つれたる女、道ばたの小便

たごへ立ながら尻の方をむけて小

便をするに耻るいろなく笑ふ人な

し。